

第2章 行政機構

1 総論

令和元年度の機構・定員要求に当たっては、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に併せ、「平成31年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」（平成30年7月10日内閣総理大臣決定）に沿って、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等も見据え、テロ対策、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、治安・海上保安の基盤強化、税関・出入国管理・検疫(CIQ)の体制整備等に取り組むとともに、内閣の重要政策に係る取組に重点化を図るなどとされた。

こうした中で、農林水産省の令和元年度の組織・定員については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農林水産業の成長産業化に向けて、農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、以下の事項を重点として措置した。

ア 農業の競争力強化に向けた体制の強化

- ・農林水産業の技術革新（イノベーション）の推進を図るための体制強化
- ・戦略的な輸出体制、動植物検疫の適切な実施等に向けた体制強化
- ・土地改良事業推進体制の強化
- ・農地・農業用施設に係る災害対策の体制強化

イ 林業の成長産業化に向けた体制の強化

ウ 水産業の成長産業化に向けた体制の強化

エ その他

- ・公文書管理等の適正の確保を図るための体制強化

2 機構等

(1) 農林水産省設置法の一部改正

ア 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成31年法律第8号）による改正（平成31年4月1日施

行）

「奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」を暫定的に農林水産省の所掌事務とする期限が、平成31年3月31日から平成36年3月31日に延長された。

イ 愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）による改正（令和元年12月1日施行）

農林水産省の所掌事務における「獣医師及び獣医療に関すること。」が「獣医療に関すること。」に改められ、「獣医師に関すること。」及び「愛玩動物看護師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。」が追加された。

(2) 農林水産省組織令の一部改正

ア 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成31年政令第34号）による改正（平成31年4月1日施行）

(ア) 大臣官房に公文書監理官を新設。

(イ) さとうきび及びびばれいしょの種苗に関する事務を食料産業局から生産局へ移管。

(ウ) 漁業の取締りに関する業務を所掌する「漁業取締課」を設置するとともに、資源管理部内の所掌事務分担及び課名を変更。

イ 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成31年政令第132号）による改正（平成31年4月1日施行）

「奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」を暫定的に農村振興局の所掌事務とする期限が、平成31年3月31日から令和6年3月31日に延長された。

ウ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（令和元年政令第22号）による改正（令和元年7月1日施行）

農村振興局整備部水資源課及び防災課の所掌事務を変更。

第2章 行政機構

エ 農林水産省組織令及び環境省組織令の一部を改正する政令（令和元年政令第100号）による改正（令和元年12月1日施行）

消費・安全局及び畜水産安全管理課の所掌事務における「獣医師及び獣医療に関すること。」が「獣医療に関すること。」に改められ、「獣医師に関すること。」及び「愛玩動物看護師に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。」が追加された。

(3) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成31年農林水産省令第24号）による改正（平成31年4月1日施行）

(7) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 大臣官房

広報評価課に文書管理専門官を新設。

(b) 消費・安全局

食品安全政策課に食品安全科学室を新設し、食品安全技術室を廃止。

b 準課長級省令職の新設

部局名	名称	所掌事務
消費・安全局	食品安全科学室	農林水産省の所掌事務のうち食品の安全に係るものに関する総合的な政策の企画及び立案を行うために必要な科学技術の研究及びその成果の普及に関する事務。

(i) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

- ① 生産部の所掌事務を変更。
- ② 経営・事業支援部経営支援課に人材確保支援企画官を新設。（近畿農政局を除く。）
- ③ 農村振興部設計課及び農村環境課の所掌事務を変更。

(b) 事務所・事業所

- ① 筑後川下流農業水利事務所を廃止。
- ② 四国東部農地防災事務所の用地第二課を廃止。
- ③ 津軽北部二期農業水利事業建設所に施設機械課を新設。
- ④ 阿武隈土地改良調査管理事務所の安積疏水特別監視支所を廃止し、角田支所を新設。
- ⑤ 西関東土地改良調査管理事務所の牧之

原特別監視支所を廃止。

⑥ 淀川水系土地改良調査管理事務所に権利保全対策官を新設。

⑦ 中国土地改良調査管理事務所に寺間支所を新設。

⑧ 南部九州土地改良調査管理事務所の宮崎支所を廃止。

⑨ 事務所及び事業所の所掌事務を変更。

(c) 北海道農政事務所

生産経営産業部生産支援課の所掌事務を変更。

(7) 林野庁関係

a 組織の改正等

(a) 林野庁

① 林政部木材利用課に建築物木材利用促進官を新設。

② 森林整備部森林利用課に森林集積推進室を新設。

③ 森林整備部治山課の水源地治山対策室を廃止。

(b) 森林管理局

① 近畿中国森林管理局計画保全部治山課に災害対策専門官を新設。

② 宮城北部森林管理署の管轄区域に富谷市を追加。

b 準課長級省令職の新設

部局名	名称	所掌事務
森林整備部	森林集積推進室	森林経営管理法（平成30年法律第35号）の施行に関する事務。

(イ) 水産庁関係

a 組織の改正等

(a) 水産庁

① 資源管理部管理課の資源管理推進室、漁業取締管理室、資源管理推進官、外国漁船検査官、漁業監督指導官、首席漁業監督指導官、次席漁業監督指導官、情報分析管理官、外国漁船取締企画官を廃止。

② 資源管理部管理調整課に資源管理推進室、沿岸・遊漁室、資源管理指導官、漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、漁場管理対策官、釣人専門官を新設。

③ 資源管理部漁業調整課の沿岸・遊漁室、漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、かつお・まぐろ漁業企画官、海外ま

第2章 行政機構

ぐる・かじき情報調整官、まぐろ資源検査官、漁場管理対策官、釣人専門官を廃止。

- ④ 資源管理部国際課にかつお・まぐろ漁業室、かつお・まぐろ漁業企画官、海外まぐろ・かじき情報調整官、まぐろ資源検査官を新設。
- ⑤ 資源管理部漁業取締課に漁業監督指導官、首席漁業監督指導官、次席漁業監督指導官、情報分析管理官、外国漁船取締企画官、外国漁船検査官を新設。

b 準課長級省令職の新設

部局名	名 称	所 掌 事 務
資源管理部	かつお・まぐろ漁業室	かつお・まぐろ漁業に関する国際協定に関すること。かつお・まぐろ漁業の指導及び監督に関すること。

イ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(令和元年農林水産省令第12号)による改正(令和元年7月1日施行)

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 消費・安全局

消費者行政・食育課に食育推進指導官を新設。

(b) 食料産業局

食文化・市場開拓課の食育推進指導官を廃止。

(イ) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

- ① 消費・安全部及び消費生活課の所掌事務を変更。
- ② 消費・安全部消費生活課に食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官を新設。
- ③ 経営・事業支援部及び地域食品課の所掌事務を変更。
- ④ 経営・事業支援部地域食品課の食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官を廃止。

(b) 北海道農政事務所

- ① 生産経営産業部及び事業支援課の所掌事務を変更。
- ② 生産経営産業部事業支援課の食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官を廃止。

③ 消費・安全部及び消費生活課の所掌事務を変更。

④ 消費・安全部消費生活課に食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官を新設。

ウ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(令和元年農林水産省令第18号)による改正(令和元年7月26日施行)

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 食料産業局

輸出促進課に輸出産地調整官を新設。

エ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(令和元年農林水産省令第33号)による改正(令和元年10月1日施行)

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 食料産業局

食品製造課に産学官連携促進専門官を新設し、高度化基盤整備専門官を廃止。

(b) 生産局

- ① 農産部穀物課に技術専門官を新設。
- ② 農産部園芸作物課に技術専門官を新設。
- ③ 畜産部畜産振興課に技術専門官を新設。

(c) 農村振興局

整備部防災課に防災・減災対策室及び緊急災害対策官を新設。

b 準課長級省令職の新設

部局名	名 称	所 掌 事 務
農村振興局	防災・減災対策室	農用地及び農業用施設に関する防災対策及び減災対策に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関すること。農用地及び農業用施設に関する災害防除事業についての助成及び監督に関すること。農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)の施行に関すること。

(イ) 施設等機関関係

a 組織の改正等

(a) 横浜植物防疫所

川崎出張所を廃止。

(b) 動物検疫所

- ① 北海道・東北支所に函館空港出張所を新設。

第2章 行政機構

- ② 神戸支所に米子空港出張所を新設。
- (ウ) 本省地方支分部局関係
 - a 組織の改正等
 - (a) 地方農政局
 - 農村振興部及び設計課、防災課の所掌事務を変更。
 - (b) 事務所・事業所
 - ① 津軽土地改良建設事務所に技術専門官を新設。
 - ② 北奥羽土地改良調査管理事務所に施設監視専門官を新設。
 - ③ 阿武隈土地改良調査管理事務所に施設監視専門官を新設。
 - ④ 利根川水系土地改良調査管理事務所に施設復旧対策専門官を新設。
 - ⑤ 西関東土地改良調査管理事務所に施設監視専門官及び耐震対策専門官を新設。
 - ⑥ 信濃川水系土地改良調査管理事務所に施設監視専門官を新設。
 - ⑦ 木曾川水系土地改良調査管理事務所に施設監視専門官及び耐震対策専門官を新設。
 - ⑧ 南近畿土地改良調査管理事務所に施設監視専門官を新設。
 - ⑨ 中国土地改良調査管理事務所に施設復旧対策専門官及び耐震対策専門官を新設。
 - ⑩ 北部九州土地改良調査管理事務所に施設復旧対策専門官を新設。

- (エ) 林野庁関係
 - a 組織の改正等
 - (a) 林野庁
 - ① 林政部木材産業課に生産流通調整官を新設。
 - ② 森林整備部森林利用課に森林経営管理技術者育成専門官を新設。
 - ③ 森林整備部治山課に山地防災緊急対策官を新設。
- (オ) 水産庁関係
 - a 組織の改正等
 - (a) 水産庁
 - ① 漁政部企画課に新規就業専門官及び水産制度専門官を新設。
 - ② 漁政部水産経営課に経営専門官を新設。
 - ③ 増殖推進部研究指導課に漁業構造改革推進官を新設し、情報技術企画官を廃止。

- ④ 漁港漁場整備部防災漁村課に総括災害査定官を新設。

3 定員

(1) 定員の増減状況

「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に基づき、定員合理化が行われる一方、増員については、政府の重要課題に適切に対応できる体制を整備しつつ、全体として増員を抑制される中で、農林水産省において216人(令和元年7月の緊急増員20人を含む)の新規増が認められた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

行政機関職員定員令第1条定員

区分	改正前	改正後	差引
本省	15,377人	15,073人	▲304
林野庁	4,768人	4,753人	▲15
水産庁	892人	937人	45
計	21,037人	20,763人	▲274

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減のため、令和元年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

- ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(平成31年政令第74号)
- イ 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(令和元年政令第63号)
- ウ 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(令和元年政令第136号)
- エ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令(平成31年農林水産省令第32号)
- オ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令(令和元年農林水産省令第19号)
- カ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令(令和2年農林水産省令第1号)